○文部科学省告示第十二号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和八年二月十日

文部科学大臣　松本　洋平

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
水葵に鴛鴦	令和七年十二月二十四日	令和八年一月七日から令和八年十一月三十日	千葉市美術館 館長　山梨　絵美子 千葉県千葉市中央区中央三―一〇―八	千葉市美術館 千葉県千葉市中央区中央三―一〇―八 令和八年一月十七日から同年三月一日
紫陽花に川蝉	同右	同右	山口県立萩美術館・浦上記念館 館長　河野　通孝 山口県萩市平安古町五八六―一	山口県立萩美術館・浦上記念館 山口県萩市平安古町五八六―一 令和八年四月十八日から同年五月三十一日
「かも」	同右	同右	三重県立美術館 館長　速水　豊 三重県津市大谷町一一番地	三重県立美術館 三重県津市大谷町一一番地 令和八年六月十三日から同年七月二十六日
秋海棠に蝶と猫	同右	同右	一般財団法人　北斎館 館長　安村　敏信 長野県上高井郡小布施町大字小布施四八五	一般財団法人　北斎館 長野県上高井郡小布施町大字小布施四八五 令和八年八月八日から同年十月十二日
雪芦に白鷺	同右	同右	同右	同右
雪松に金鶏	同右	同右	同右	同右
牡丹に金鶏	同右	同右	同右	同右
桃花に鶏合	同右	同右	同右	同右
若松に鶴	同右	同右	同右	同右
薔薇に小鳥	同右	同右	同右	同右
月下梅と白鷺	同右	同右	同右	同右
白梅に鷹	同右	同右	同右	同右
鴨を襲う鷹	同右	同右	同右	同右
小菊に雀	同右	同右	同右	同右
芦に鴛鴦	同右	同右	同右	同右
牡丹に蝶	同右	同右	同右	同右
薔薇に文鳥	同右	同右	同右	同右
一富士二鷹三茄子	同右	同右	同右	同右